

コロナ感染症拡大による こまりごとに対応

第2回 川口こまりごと相談会が実施されました。

7月12日(日)に第2回川口こまりごと相談会が行われ、日本共産党市議団からも参加しました。川口こまりごと相談は、年越し派遣村の取り組みなどリーマン・ショックの影響により派遣切り等がおき生活困窮者が年を越せるよう全国での取り組みが進められるもとで、川口市においても川口市社会保障推進協議会が中心になり取り組まれ現在に至っています。近年では、川口駅前のキュポ・ラ本館内かわぐち市民パートナーステーションなどを会場に相談会が開かれ相談者のこまりごとに対応してきました。

今年は、新型コロナウイルス感染症防止のため4回線の電話による相談対応が行われ、6月の第1回目につき、市内の弁護士、労働組合、業者団体、医療関係者・市民団体のスタッフや市議会議員らが協力し相談に応じました。相談時間がはじまると電話の音が続き、コロナ感染症拡大に対する「雇用調整助成金」「休業支援金」など国の支援制度があっても会社が申請してくれない、また、職場でパワハラを受けているが親の介護費用支払いのため我慢を続けてきたがもう限界、さらに、会社の早期退職募集に対する退職金額の相談のほか、子どもの引きこもりや賃貸住宅でのトラブルなど多岐にわたる相談が寄せられました。

会の終わりに相談にあたったスタッフは相談の報告と交流を行いました。「雇用調整助成金の申請が個人でもできるようになったこと伝えられてよかった。」「相談者によっては多くの問題をかけていることもあり、生活実態や日常の生活費は大丈夫なのかもまずは聞いてみるのが大事」「自分の専門分野だけでなく他の分野の制度も知って相談に応じる必要性を実感した」などが述べられました。

核兵器禁止条約の発効を 川口駅と鳩ヶ谷駅でスタンディング行動

毎年、核廃絶のために原水協による国民平和大行進が開かれていますが、今年はコロナウイルスへの感染拡大防止の観点から、各地では行進をおこなわずスタンディング行動をおこなうところが多いのが特徴です。

7月8日に川口でも9時30分から川口駅でおこない100人ほど、鳩ヶ谷でも17時から鳩ヶ谷駅でおこない60人ほどが参加、リレートークで「核兵器禁止条約の発効を」「日本政府こそ、核廃絶の先頭に」と訴えました。



▲川口駅



▲鳩ヶ谷駅

ご存じですか?川口市の平和都市宣言

川口市平和都市宣言 昭和60年12月21日宣言

我が国は、世界唯一の被爆国として、恒久の平和を念願する崇高な理念に基づき、

戦後40年、平和の維持と繁栄に努力してきた。

我々は、現在の平和と繁栄のなかで、改めてこの尊さをかみしめ、

今なお、世界の一部で繰り返されている悲惨な争いがなくなり、

人類共通の願望である核兵器廃絶が成り、文字どおり、

世界の恒久平和が確立されることを強く願うものである。

そして、今こそ、これを全世界に訴えていきたいと思う。

川口市民は、未来に向かい、平和で豊かな社会を築き、次代に引き継ぐため、

平和への願いを結集し、市民一人ひとりが努力することを誓い、

ここに平和都市を宣言する。

災害後の生活再建のために必要な 罹災証明書について

今年は新型コロナウイルス感染症の拡大によって、暮らしと健康・営業など甚大な影響を受けた中で、追い打ちをかけるように九州南部地域に豪雨災害が発生しています。被災された方々には心からのお見舞いを申し上げます。災害発生時は「いのちを守る行動」が大切となりますが、同時に災害後の生活再建も重要となります。今号では、それまでの生活を再建するために必要な支援を受ける上で、被災した住宅などの「被害の程度」を市町村長が証明する「罹災証明書」の発行について、ご紹介いたします。

「被害の程度」には「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」などがあります。被災者が市町村に申請し、市町村による被害状況の調査、罹災証明書の発行、各種被災者支援措置の流れになります。

被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分など、ほとんどの支援制度が罹災証明書の提出を義務づけています。昨年10月1日に日本共産党の武田良介参院議員の質問で、別表のような損傷が一つでもあれば、半壊以上の認定にあたる事が明確になりました。

罹災証明書の発行にあたっては、被害の状況を写真に残しておくことが重要になります。別表のような箇所があれば、被害の場所や状況が分かるように、近景と遠景の写真を残しておくことが大切です。また、浸水被害の場合は、水につかった深さが分かるようにメジャーなどを活用して遠近両方を撮影することが有効です。また、認定結果に納得がいかない場合罹災証明書発行後でも市町村に再調査を依頼できます。「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」で「被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するように配慮されたい」としています。

部 位	損 傷
屋 根	れんが以外の瓦もズレが著しい 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷がみられる 屋上仕上面に破断、不陸（波打つ）、亀裂、剥落がみられる 飛来物による突き刺さり、貫通痕がある
外 壁	仕上材が脱落している くぎの浮き上がり、ボードの破損、脱落がみられる 飛来物による突き刺さり、貫通痕がある
建 具	ガラスが破損している ドアが破損している

知っ得情報

新型コロナウイルス感染症対応
休業支給金・給付金

労働者が直接申請して給付できる新制度、 7/10から郵送受付開始

問 「新型コロナウイルス感染症対応休業支給金・給付金」ってなに？

答 新型コロナの影響を受けて労働者を休業させた事業主は、労働基準法上休業手当の支払い義務が生じます。休業手当の支払いを助成し雇用を守るために「雇用調整助成金」制度が創設されました。しかし、申請手続きが煩雑で助成金を受け取るまでに時間がかかるなど、休業手当が支払われないことが相次いだことを受けて、改善が行われると同時に、労働者に直接給付する制度も新設されました。

問 どんな人が受けられて、金額はどれくらいもらえるのでしょうか。

答 正社員だけでなく非正規労働者や外国人なども受給可能で、休業手当の全部や一部を受け取れなかった中小企業の労働者が対象です。外国人技能実習生らも含め雇用契約のある人、短時間勤務のパートや学生アルバイトも対象ですが、フリーランスは除外されています。今年の4月から9月末までに休業した方の、休業日数に応じて休業前賃金の80%を月額上限33万円で支給するものです。

問 どんな書類が必要ですか。

答 ①申請書②支給要件確認書③本人確認書類④口座確認書類⑤休業開始前賃金及び休業期間中の給与証明できるもの、となっています。②については、労使間の確認が必要ですが、事業主の協力が得られない場合でも提出可能となっています。

問 本来、事業主が労働者に支払うものですね。

答 その通りです。雇用調整助成金は制度の簡素化や改定が行われてきましたが、休業者は423万人に上っており、失業者は増加。まだまだ休業手当が支払われていないのが現状です。制度の迅速な支給で雇用を守る事が重要であるとし、今回の制度が新設されました。休業手当がもらえていない方はご検討ください。

詳しくは厚生労働省ホームページ、又は
「新型コロナウイルス感染症対応休業支給金・給付金」コールセンター
0120 - 221 - 276(平日8:30-20:00、土日祝8:30-17:15)まで